

読書バリアフリー法・同基本計画の制定過程と政府の動向

Process of Establishment of the Reading Barrier Free Act and the Master Plan,
Promotion of the Relevant Government Policy in Japan

小松 幸恵

KOMATSU Sachie

Abstract

The Act on Promotion of the Improvement of Reading Environments for Visually Impaired Persons, etc. (Reading Barrier Free Act), which was submitted as a bill sponsored by lawmakers, was enacted on June 21, 2019, after consideration by an all-party parliamentary group, due to the efforts over a 10-year period of persons with disabilities.

A basic plan based on the law was formulated after discussions by a stakeholder council whose members comprised disability organizations, publishers' organizations, the officials of local public organizations, library officials, and other relevant persons. Opinions diverged in the council on the following three issues: the target of the basic plan, the form braille libraries should take, text data sale and accessible e-books.

An analysis of the thinking of the government on public comments on a draft of the master plan revealed that there are many controversial issues in the handling of electronic data and sale of accessible e-books.

The policies planned by the relevant ministries were shown to the council. The general remarks mentioned encouraging prefectures to formulate plans and informing the public; and the policies to be implemented as a theory in the current year and the following year were shown for individual issues. After that, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) explained its budget for human resource development and network construction in order to promote library use by persons with disabilities. MEXT also issued an office memorandum on the promotion of planning by local governments.

In recent years, legislation by lawmakers related to lifelong learning has been created in succession. A situation where the legislation by lawmakers is being constrained may be occurring, caused by visualization of legislators' actions.

The Reading Barrier Free Act is expected to bring about the effect of improving reading environments for persons with disabilities, to raise awareness of social educational facilities on providing lifelong-learning opportunities for persons with disabilities, and to improve access of persons with disabilities to lifelong-learning opportunities by connecting to the library.

1. はじめに

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」）は、令和元（2019）年6月21日、議員立法により成立し、同月28日に施行された。

視覚障害者をはじめとする、印刷物の判読に障害のある者の読書支援はこれまで、著作権法第37条（視覚障害者等のための複製等）の権利制限規定を主に用いて行われてきた。これに対し、読書バリアフリー法は、国と地方公共団体の責務を明らかにし、国に基本計画策定を義務づけ、地方公共団体に計画策定を努力義務としていること、基本計画等に盛り込む9つの基本的施策をあらかじめ示していること、施策の効果的な推進を図るための協議の場を国に設置するとしたことなど、視覚障害者等の読書環境整備の推進に向け、更に踏み出した内容となっている（野口、2020）。

我が国においては、内閣提出法案が提出件数においても成立件数においても優位となっているが（茅野、2016）、障害者の生涯学習に関連する法律については、読書バリアフリー法のさきがけとなった平成20（2008）年成立の「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（教科書バリアフリー法）」（宇野、2008）、障害者スポーツに関する規定を設け、文教政策に障害者スポーツを本格的に登場させた平成23（2011）年成立の「スポーツ基本法」（文部科学省、2011；島田、2014）、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする平成30（2018）年成立の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（文部科学省・厚生労働省、2019；日本身体障害者団体連合、2018）と、議員立法による成立が続いている。

本稿では、読書バリアフリー法について、障害者の生涯学習の振興にとって重要な役割を果たしている議員立法に至るまでのプロセスと、法成立後の動向を、公表資料をもとに明らかにすることを目的とする。

なお、本稿の考察関連の部分は個人の見解であり、筆者の所属する機関の考え方ではない。

2. 読書バリアフリー法制定までの経緯

(1) 国民読書年前後の読書バリアフリー法制定を求める動き

読書バリアフリー法制定を求める最初の動きは、平成20（2008）年、教科書バリアフリー法ができた直後に、障害者の読書環境を改善しようとする有志により始められた（宇野、2008；宇野、2019；文部科学省、2019a）。

平成21（2009）年11月1日には、日本盲人福祉委員会理事長を会長とする「国民読書年に障害者・高齢者の読書バリアフリーを実現する会」が文部科学大臣に「読書バリアフリー法の制定を求める要望書」を提出し、出版社による活字図書のアクセシビリティ保障、図書館内のバリアフリー媒体の充実、国立国会図書館の電子図書館アーカイブのアクセシビリティ確保を実現するような法律「読書バリアフリー法」（仮称）の制定を求めた（日本弱視者ネットワーク、2009）。

平成22（2010）年3月24日には、活字文化議員連盟、文字・活字文化推進機構、「2010年国民読書年に障害者・高齢者の読書バリアフリーを実現する会」の主催で読書バリアフリー法を求める集会が開催された。この集会では、読書バリアフリーを実現する会事務局長から読書バリアフリー法概要報告が行われ、障害者の意見として、全国視覚障害者情報提供施設協会理事長、障

害者放送協議会著作権委員会委員長・全国LD親の会事務局員、筋萎縮性側索硬化症（ALS）当事者が、環境の整備や図書の充実を訴えた（文字・活字文化推進機構，2010）。

（2）障害者権利条約の批准と国内法の整備

平成18（2006）年12月に国連総会で採択され、平成20（2008）年5月に発効した国連「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」）は、締約国に対し、障害者があらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより表現及び意見の自由について権利を行使できるようにすること（第21条）、障害者の生涯学習の機会を確保すること（第24条）、障害者が利用しやすい様式を通じて文化的な作品を享受する機会を確保すること（第30条第1項(a)）、障害者が図書館等の文化的なサービスが行われる場所を利用する機会を確保すること（第30条第1項(c)）、知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保すること（第30条第3項）といった、読書バリアフリーに通じる措置を求めている。

この条約の批准に向け、日本政府は必要な国内法令の整備等を進めた。障害者権利条約で示されたいわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や「合理的配慮」の概念が盛り込まれた平成23（2011）年の障害者基本法の改正、障害者権利条約の差別の禁止に係る規定の趣旨を取り込む形で「差別の禁止」を規定する障害者基本法第4条を具体化し、国及び地方公共団体の責務等を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定（平成25（2013）年）がその主なものである。

同条約は平成26年（2014）年1月20日に批准され、同年2月19日に我が国について発効した。

（3）マラケシュ条約と平成30年の著作権法改正

こうした流れの中、読書バリアフリー法成立に向けた動きを加速させたのは、平成25（2013）年の世界知的所有権機関（WIPO）「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（以下、「マラケシュ条約」）採択と、それを受けた平成30（2018）年5月の著作権法改正である。視覚障害者等への情報保障のための権利制限規定（著作権法第37条第3項）の適用対象者に視覚障害者や発達障害者のほか、肢体不自由により書籍を持ってない者等が含まれることの明確化、対象行為へのメール送信等の追加、行為主体の対象への一定の要件を満たすボランティアの追加を行った同改正の国会審議の際、「視覚障害者等の読書の機会の充実を図るためには、本法と併せて、当該視覚障害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセシブルな電子書籍の販売等の促進その他の環境整備も重要であることに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること」との附帯決議が衆参両院の委員会で作され（衆議院文部科学委員会，2018；参議院文教科学委員会，2018）、読書バリアフリー法制定を進めることが確かなものとされた。

この時期においても、それを推し進める障害当事者団体の動きがあった。平成27（2015）年3月10日、DPI日本会議、日本盲人会連合、弱視者問題研究会（令和2（2020）年5月10日「日本弱視者ネットワーク」に名称変更）は、マラケシュ条約批准と著作権法改正、読書バリアフリー法の制定を求める声明文を発表した（DPI日本会議・日本盲人会連合・弱視者問題研究会，2015）。平成28（2016）年には全国盲ろう者協会も加わり、本を「買う権利」「借りる権利」を

目標の柱に掲げて運動が進められた（宇野，2019）。

(4) 議員立法のプロセス

障害当事者団体の要望を受け、平成 29（2017）年頃から、自由民主党（以下、自民党）障害児者問題調査会「情報コミュニケーション推進に関する PT」や、公明党障がい者福祉委員会において、読書バリアフリー法が議題として取り上げられるようになり、関係省庁ヒアリングなども行われた（全日本難聴者・中途失聴者団体連合会，2017；公明新聞，2018；自由民主党，2017a・2017b）。

平成 30（2018）年 4 月 11 日には、障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟が超党派の議員連盟として設置された。この議員連盟は、「障害者権利条約」における全ての障害者のための情報アクセシビリティの保障や ICT の利活用などの確保、「障害者差別解消法」の合理的配慮として重要な理念である情報アクセシビリティの保障を具体化するための「読書バリアフリー法」を実現するために設立されたものであり（日本視覚障害者団体連合，2018a）、関係者ヒアリングを重ね（山本，2018a・2018b）、平成 30（2018）年 12 月 3 日の第 5 回総会において、参議院法制局が提示した「視覚障害者等の読書の環境の整備の推進に関する法律（仮称）」の骨子案を検討、了承した（日本視覚障害者団体連合，2018b；山本，2018b；毎日新聞，2018）。

その後、公明党の文部科学部会・障がい者福祉委員会合同会議（12 月 13 日）での検討（公明党，2018；山本，2018c）などの党内プロセスと並行して、条文案作成が進められた。平成 31（2019）年 2 月 20 日の障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟第 6 回総会において、参議院法制局より提示された条文案が了承され、条文案についての各党手続に入った（日本視覚障害者団体連合，2019；山本，2019a）。

議員立法の法案は、自民党の場合、部会・調査会→政調審議会→総務会という流れで審査され、自民党の党内手続完了後は、連立与党を組む公明党との与党政策責任者会議に諮られる（山下，2017）。読書バリアフリー法案については、平成 31（2019）年 2 月 28 日に障害児者問題調査会、3 月 14 日に文部科学部会・厚生労働部会・障害児者問題調査会合同会議、同日に政調審議会、3 月 15 日に総務会と党内手続が進んでいる（福岡，2019a・2019b・2019c）。公明党でも、2 月 28 日に厚生労働部会・文部科学部会・障がい者福祉委員会合同会議（山本，2019b；竹谷，2019）での了解が得られている。

法案は、令和元（2019）年 6 月 18 日に参議院文教科学委員会に委員会発議で提出され、6 月 19 日、参議院本会議において全会一致で可決された。同日、付託された衆議院文部科学委員会で可決、6 月 21 日に衆議院本会議において全会一致で可決され成立、6 月 28 日に公布・施行された（衆議院，2019；参議院，2019）。

3. 読書バリアフリー法の概要

読書バリアフリー法は、「視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字、活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与すること」を目的としている（第 1 条）。

この法律の対象者である「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者をいう（第 2 条第 1 項）とされてお

り、著作権法第 37 条第 3 項の対象者と一致する。

基本理念として、①視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（デイジー図書・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること、②視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の量的拡充及び質の向上が図られること、③視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること、の 3 点が掲げられている。

国の責務として、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施すること（第 4 条）、地方公共団体の責務として、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施すること（第 5 条）を規定している。また、政府に必要な財政上の措置その他の措置を義務づけている（第 6 条）。

文部科学大臣及び厚生労働大臣は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」）を定めなければならない（第 7 条）。基本計画では、①施策についての基本的な方針、②政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、③その他必要な事項を定めることとされている（同条第 2 項）。基本計画を策定する際の協議先として、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長が挙げられている（同条第 3 項）。

地方公共団体には、基本計画を勘案し、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を定める努力義務が課されている（第 8 条）。

基本的施策として、①視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第 9 条）、②インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第 10 条）、③特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援（第 11 条）、④視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等（第 12 条）、⑤外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備（第 13 条）、⑥端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援（第 14 条）、⑦情報通信技術の習得支援（第 15 条）、⑧研究開発の推進等（第 16 条）、⑨人材の育成等（第 17 条）が示されている。地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずるものとされている。

最後に、国は、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第 10 条第 1 号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けること等、関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずることを定めている（第 18 条）。

4. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（基本計画）

(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会における議論

読書バリアフリー法第 7 条に規定された基本計画を定めるため、同法第 18 条に基づいて「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会」（以下、関係者協議会）が設けられ、令和元（2019）年 11 月 19 日から令和 2（2020）年 2 月 26 日まで、5 回の会議で議論が行われた。

第1回から第3回までは、協議会構成員からのヒアリングが行われている。第1回は、弱視者問題研究会（当時）、日本視覚障害者団体連合会、日本点字図書館、全国視覚障害者情報提供施設協会（以下、「全視情協」）、市町村立図書館、都道府県教育委員会（全国知事会）の関係者、第2回はDPI日本会議（DPI：国際障害者運動のネットワーク）、日本身体障害者団体連合会、認定NPO法人エッジ（ディスレクシア＝読み書き困難の正しい認識の普及と支援を目的とする団体）、DAISYコンソーシアム、日本図書館協会、市町村福祉部局の関係者、第3回は日本書籍出版協会、日本電子書籍出版社協会、電子書籍制作・流通協議会、日本オーディオブック協議会の関係者からの意見発表、意見交換が行われた。

各関係者から出された意見は、基本計画の内容として盛り込まれていったが、関係者の間で大きく意見が分かれた論点もあった。以下、それらの論点と、それぞれの主張、議論の結果が基本計画にどのように反映されていったかについて述べる。

①基本計画の対象

読書バリアフリー法の対象者は、読み書きに困難のある発達障害や、ページをめくることなどに困難のある肢体不自由がある人も含む「視覚障害者等」であるが、基本計画の検討に当たり、高齢者、外国人、聴覚障害者、知的障害者等、「視覚障害者等」に含まれない人たちも含め、読書に困難のある人が幅広く読書バリアフリーの受益者となるべき、あるいは、受益者となるのか検討すべきとの意見が、身体障害、ディスレクシア、デイジー（Digital Accessible Information SYstem）、公共図書館等の関係者から出され、特にデイジー関係者からは、世界盲人連合（WBU）による解説書の記述に鑑みるとマラケシュ条約の対象者に聴覚障害者も入るのではないかという見解も提示しつつ、全ての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会をうたう読書バリアフリー法の受益者たるべき読書困難者を二分すべきではないのでは、という主張が繰り返しなされた。これに対し、視覚障害関係者からは、マラケシュ条約第3条による受益者の定義には現に聴覚障害者は含まれず、この第3条に基づいて日本の著作権法改正、読書バリアフリー法制定が行われてきていることが指摘され、法令がどのように解釈されるかの確認が必要との流れとなった。

最終的に、事務局は、マラケシュ条約の「受益者」については、マラケシュ条約第3条が定義している通りであると確認し（第5回議事録の事務局注釈）、基本計画では、対象を読書バリアフリー法第2条第1項の「視覚障害者等」としつつも、読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も必要であることも「はじめに」と「おわりに」に記載し、関係者協議会で提示された意見を反映することとなった。

②点字図書館の在り方

点字刊行物や視覚障害者用の録音図書等の貸出や製作等を行う点字図書館は、身体障害者福祉法第34条に定める「視聴覚障害者情報提供施設」であり、図書館法に基づく図書館ではない。日本盲人社会福祉施設協議会による2017年度調査では、全国に84館あり、都道府県立が50館、社会福祉法人立等が32館とされている（竹下、2020）。日本最大の点字図書館である昭和15（1940）年創立の日本点字図書館と、大正期に点字出版、昭和7（1932）年に点字図書貸出事業を開始した日本ライトハウスは、視覚障害者の情報提供機関の2つの柱を成すが、いずれも視覚障害者自らが創業したものである等、点字図書館事業の中心を担ってきたのは視覚障害者自身であったという歴史がある（金、2006）。

点字図書館の全国団体である全視情協は、視覚障害者等に対して点字、デイジーデータをはじめ

め、地域・生活情報など様々な情報を提供するネットワーク「サピエ」を運営し、日本点字図書館がシステムを管理している。「サピエ図書館」では、点字データ約18万タイトル以上、音声データ約7万タイトル以上がダウンロード可能であるほか、全国のサピエ会員施設・団体が製作又は所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約66万件）として活用され、それら資料をオンラインリクエストなどによって利用可能としている。サピエIDを使って、全国の公共図書館が製作したデータ等が集積された国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスのデータも検索し、コンテンツのダウンロードやストリーミングをすることもできる。

このような点字図書館に対し、関係者協議会の場では、「点字図書館」という名称には、視覚障害者のみが利用できるというイメージがあり、それ以外の読書バリアフリー法対象者の利用の妨げとなるとの指摘がなされている。身体障害関係者からは、視覚障害者以外も利用できることを十分周知してほしいとの要望が、ディスレクシア関係者からは、点字図書館という名称では利用できると言われても利用しにくいいため、名称変更の検討、あるいは現在サピエ図書館で行っているようなサービスを行う新たな機関の設立も視野に入れた検討を求める意見が出された。

これに対し、全視情協関係者からは、点字図書館では点字図書だけでなく、録音図書や電子書籍、サピエ図書館などの取組があることへの理解は広めたいが、全国の点字図書館では多くの館で、設置自治体の条例や指定管理規定により、利用対象者が障害者手帳を所持する視覚障害者に限定されており、また、職員基準配置が5人という中では視覚障害者にサービスをすることで手一杯である現状を踏まえ、点字図書館では障害者手帳を持たない視覚障害者に門戸を広げることから始め、その他の障害者も含め誰もが図書館を利用できるようにということについては、公共図書館が分担する等のすみ分けをする方がよいのではとの主張がなされている。また、日本点字図書館関係者からは、視覚障害者である創業者が視覚障害者に対しての情報提供を行うために設立したという日本点字図書館の創業理念が紹介され、個々の点字図書館の名称については、それぞれの施設の歴史や経緯、法人格としての登記等の事情も考慮してほしいとの意見が出されている。視覚障害者以外が利用できることがわかりにくいという点については、視覚障害者以外の当事者団体が公共図書館と連携して周知する方法や、点字図書館のコンテンツを使う場合にも、利用者に身近な公共図書館がサービスを行う方向性を提案している。

このような議論の中、基本計画素案の「Ⅲ 施策の方向性 1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）」で挙げられている施策「(2) 円滑な利用のための支援の充実」における点字図書館の利用対象者についての記述は、第4回会議では「点字図書館等の利用対象者の拡大及びそれに伴う受け入れ環境の整備・アクセシブルな書籍等の充実について検討する。」という記載が提示されていたが、第5回会議で示された修正版では「点字図書館等の利用対象者について、アクセシブルな書籍等を必要とする方が利用できるよう制度面を含め検討を行い、その検討結果を踏まえ、受け入れ環境の整備・アクセシブルな書籍等の充実について検討する。」という記述にとどめられ、決定された基本計画においてもそのような記述となった（文部科学省、2020c・2020d）。

③テキストデータの販売、アクセシブルな電子書籍等

利用者側からは、バリアフリーな書籍や電子書籍の効率的な製作の促進のために国が促進策を講じるべきとされる、出版者から製作者への電子データの提供（読書バリアフリー法第11条第2項）が重要であるとの指摘がされている。出版社から正確なテキストデータが提供されれば、

それまでスキャナーで読み取ってテキストデータ化、あるいは一文字ずつ手入力で打ち込んでいた、点訳、音訳、拡大等の作業が一気に効率化される。

アクセシブルな資料の購入に関連しては、電子データ購入ができるようにすることの必要性が、視覚障害関係者、身体障害関係者等から主張された。視覚障害関係者等からは、特に学びのための専門書、参考書をアクセシブルな形式で入手できない現状についての訴えがあった。

図書館関係者からは、出版社などが作成する電子書籍は、もとはアクセシブルな EPUB 形式で作成されながら、販売・提供の仕組みの中で DRM（デジタル著作権管理）などによってアクセシブルでないものになっているケースが多い現状が指摘され、せっかくあるデータを活用できるような提供・販売方法の研究開発と、図書館がそれを購入して使えるような環境づくりについて要望がなされた。

これに対し、日本書籍出版協会からは、電子データの提供に関し、データの目的外使用や、版面を凝って作ることが多い出版物を電子データで提供する際の同一性保持に関する懸念が示された。

また、データ提供に関するコストの問題も提起された。提供すべきテキストデータは出版物製作の過程で自動的に生成されるものではなく、校正等の手順の関係により、最終版の印刷用データから改めて抽出する作業が必要であり、そのコストを誰が負担するかの問題である。出版社は小さな会社が圧倒的に多く、担当セクションを独立して設けることは困難であること、大変厳しい出版界の状況では、定価を上げることでの対応が難しいことから、出版社だけに負担が偏るようなことになると、システムの持続可能性が担保できないとの主張がなされた。

さらに、著作権者の許諾を得るための対策が必要であるとされた。これについては、協会が出している出版契約書のひな形では、自動音声読み上げに関する口述権の許諾については電子書籍の発行に含めて許諾を受ける等の対応が既になされており、こうした契約関係が生きてくるのではとの説明もされている。

一般書の電子出版を手掛ける出版社が加盟する日本電子書籍出版協会は、基本計画の策定に前向きに積極的に関わりたいとの立場を述べた上で、特定電子書籍には、著作権者の理解や許諾、特定電子書籍の管理・保存等、解決しなければならないハードルがあると指摘している。

取次と電子書店を含んだ流通企業の団体である電子出版制作・流通協議会からは、電子書籍のコンテンツを読む際のアクセシビリティと電子書籍コンテンツを入手する際のアクセシビリティが重要であり、前者に関しては、現状では音声読み上げに対応していない書店もあること、誤読、画像で貼られている外字、著作物との音声読み上げにおける同一性の保持、読み上げ対応の書籍を制作する非常に大きな手間、ビューアプリなどのシステム改修の負荷等の問題点が挙げられ、後者に関しても、なかなかアクセシブルになっていない現状と、システム改修の負荷について述べられた。

コスト負担の問題に関連しては、電子書籍に関わる製作経費を広く皆で負担するアイデアとして、電話のユニバーサルサービスや私的録音・録画補償金のように、電気通信事業法がある電子通信事業の中で何らかの経費を薄く徴収できないかという提案も出された。これに対し、総務省からは、円滑な電気通信役務の提供を図るために公共性の観点から整備されているという電気通信事業法の目的や理念に照らし、慎重な検討が必要とのコメントがあった。

このように利害関係やコストの問題が大きいこの分野に関しては、基本計画素案の「Ⅲ 施策の方向性 3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第 11 条関係）」の「(2) 出版者から

の製作者に対する電磁的記録等の提供の促進のための環境整備への支援」や「Ⅲ 施策の方向性 4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（第12条関係）」においては、情報提供や助言等については記載される一方で、提供そのものについては、出版関係者との検討の場を設け、電磁的記録の提供に関する課題や具体的な方法について検討していくとされた。

(2) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画の概要

前述のように、関係者協議会における意見聴取と議論を踏まえて策定された基本計画案は、パブリックコメント（意見公募手続）の手続きを経て（次項で詳述）、基本計画として令和2（2020）年7月14日公開された。

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度を対象期間とする本基本計画は、「Ⅰ はじめに」「Ⅱ 基本的な方針」「Ⅲ 施策の方向性」「Ⅳ おわりに」で構成されている。

「Ⅰ はじめに」には、読書バリアフリー法成立までの背景や経緯、本基本計画の読書バリアフリー法上の位置づけ、基本計画は障害者基本法に基づく「障害者基本計画」の基本理念や方針を踏まえて作成する必要があること、対象期間、対象が読書バリアフリー法第2条第1項の「視覚障害者等」であること等が記されているが、対象に関連して、読書環境の整備に当たっては、視覚障害者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も必要であることも記載している。

さらに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題」として、読書は一生涯にわたって個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動である一方で、我が国において視覚障害者等が利用しやすい書籍等（「アクセシブルな書籍等」）はいまだ少ない現状について述べている。アクセシブルな書籍等を「借りる」側面に関しての課題として、アクセシブルな書籍等の数、製作協力人材確保、製作される書籍の質、各図書館が所有する書籍等の共有と効率的な利用の仕組み、今後販売が促進されるアクセシブルな電子書籍等の公立図書館での利用に関する問題を、「購入する」側面に関しての課題として、視覚障害者等にとって利用しづらい電子書籍、印刷本の出版と同時に発売されるものが少ないこと、電子出版の市場規模の小ささ、点字図書や大活字図書等のニーズ等が挙げられている。

「Ⅱ 基本的な方針」として、①アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供、②アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上、③視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮、の3つを掲げている。

「Ⅲ 施策の方向性」では、以下の内容を掲げている。

表1 基本計画「Ⅲ 施策の方向性」に掲げられた内容

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

<p>2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10 条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知 ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討 ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進
<p>3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11 条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援 ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第 37 条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化 ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
<p>4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12 条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進 ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供 ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置 ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援
<p>5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13 条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進
<p>6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICT の習得支援（14 条・15 条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字図書館等と ICT サポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援 ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等の ICT を用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援 ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施
<p>7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16 条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及
<p>8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17 条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施 ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

「Ⅳ おわりに」では、本計画策定後も、更なる実態把握、より具体的な目標や達成時期等についての検討や定期的な評価、丁寧な周知を行うとともに、国は引き続き関係者協議会を設置し、課題の解決に向けた取組を実施すること、地方公共団体における体制構築の必要性等について述べられている。

さらに、本基本計画に基づく施策の推進を図る際には、その対象者である視覚障害者等の特性の多様性を踏まえて取り組むことが求められること、聴覚障害者、知的障害者、高齢者、外国人等、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も認識して取り組むことが必要であることにも触れられている。

(3) パブリックコメントと残された課題

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（案）」については、令和 2（2020）年 4 月 14 日から同年 5 月 13 日の間、パブリックコメント（意見公募手続）による国民からの意見募集が行われ、合計 144 件の意見が寄せられた。

それらの意見は、内容により集約・分割され、基本計画の章ごとに 154 の論点にまとめられ、それぞれにつき概要と、意見に対する政府の考え方が公表されている（文部科学省・厚生労働省、2020a）。

この「考え方」の趣旨を、「A 基本計画に記載のとおり、意見で求められている内容の実現に向けた施策を推進する／意見の趣旨は基本計画や既存の法令・施策に含まれている／意見を踏まえ、基本計画の文言を修正する」、「B 基本計画に記載するスキームを通じて検討する／基本計画に関連する項目があり、意見は今後の施策検討の参考とする」、「C 意見は今後の施策検討の参考とする」に分類し、章ごとにその数と、「C」の「考え方」が示された意見の主な論点、すなわち、基本計画の枠組みで対応すると明示的に回答されなかった論点を示したものが以下の表である。

表2 基本計画のパブリックコメントに寄せられた意見の論点と政府の「考え方」

		論点数	A	B	C	Cの主な論点
I はじめに	2. 基本計画について	7 100.0%	6 85.7%	0 0.0%	1 14.3%	「関係者協議会」の構成員
	3. 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題	9 100.0%	8 88.9%	1 11.1%	0 0.0%	
II な基本方針	1. アクセシブルな電子書籍等の継続的な提供	4 100.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	
	3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮	3 100.0%	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	
III 施策の方向性	1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）	35 100.0%	15 42.9%	10 28.6%	10 28.6%	点訳絵本の充実、国会図書館の全蔵書を対象とした図書館リクエストによる電子書籍製作、絵の解説のついたデイジー絵本、国会図書館オンライン対面レファレンス・対面朗読、国会図書館主体の対面朗読、バリアフリー閲覧個室等ハード整備、公立図書館のオンライン対面朗読、拡大教科書と点字教科書両方の選択、点字用郵便利用・郵送貸出・無償郵送の範囲拡大、都道府県・指定都市・中核市の「読書バリアフリーセンター（仮称）」設置
	2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）	11 100.0%	9 81.8%	0 0.0%	2 18.2%	国会図書館ウェブサイトのアクセシビリティ・検索の改善、書籍のデータ版の情報集約
	3. 特定書籍・特定電子書籍等の制作の支援（第11条関係）	10 100.0%	2 20.0%	2 20.0%	6 60.0%	理数系・専門書籍のアクセシブル化、電子書籍フォーマットの標準化、大学で扱う文献の電子化、デイジー図書製作、紙スキャンの無駄、電磁的記録提供促進のための国による補償金及びデータ支給調整機関設置
	4. アクセシブルな電子書籍等の販売の促進等（第12条関係）	29 100.0%	3 10.3%	12 41.4%	14 48.3%	サプライチェーン全体にわたる対応、全ての出版物への音声・点字データ発行の義務化、国際標準の理解促進、電子図書全般の取扱いの法整備、公教育へのICT普及、アクセシビリティに関する調査、出版社への電子データ提供義務化、図示表現、指導書の電子データ提供、利用者側への予算、国会図書館献本への電子書籍献本義務化、健常者でも障害者でも利用可能な販売体制と利用環境構築重視、無許可複製・転載を禁ずる一文、電子データ提供範囲の限定、EPUB中心の施策
	6. 端末機器及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）	10 100.0%	7 70.0%	0 0.0%	3 30.0%	必要な支援の具体的提示、端末機器の貸出制度・購入時の助成金制度、教職員を支援・指導する人材の育成・配置と財政的裏付け

表2 基本計画のパブリックコメントに寄せられた意見の論点と政府の「考え方」（つづき）

		論点数	A	B	C	Cの主な論点
III 施策の 方向性	7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器に係る先端技術等の研究開発の推進等（第16条関係）	7 100.0%	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）	14 100.0%	9 64.3%	0 0.0%	5 35.7%	点字図書館職員の人数、点字図書館管理職、専門性の高い音訳・点訳の有償化と専門音訳・点訳者の身分保障、製作人材の国家公務員としての雇用、情報の地域間格差の解消、国会図書館における音訳者等の養成と登録
IV りお にわ		4 100.0%	2 50.0%	1 25.0%	1 25.0%	各市中央図書館に「読書バリアフリーセンター（仮称）」設置
その他		11 100.0%	2 18.2%	0 0.0%	9 81.8%	電子書籍のアクセシビリティの認定組織、機器のアクセシビリティの評価、公立図書館への人的措置に関する指針・補助金・自治体予算の限定化・好事例提供、「自治体関係者会議」の設置、デージー製作と重度障害者の職域開発、医療機関と連携した情報提供、費用の効率化、教員への模擬試験等問題・模擬試験や検定試験結果分析のアクセシブルなデータ提供、センター試験点字データのダウンロード

文部科学省・厚生労働省「「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（案）」に関するパブリックコメント（意見公募手続き）の結果について」（2020）より著者作成

基本計画の記述と直接結びつかない論点を集めた「その他」を除くと、「C 意見は今後の施策検討の参考とする」とされている割合は、「3. 特定書籍・特定電子書籍等の制作の支援（第11条関係）」(60.0%)及び「4. アクセシブルな電子書籍等の販売の促進等(第12条関係)」(48.3%)が高くなっており、前者の中でも特に、電子書籍や制作過程での電子データの取扱いに関連する内容において「C」が多くなっている。この分野の論点については、残りの大多数も「基本計画Ⅲ4.（3）に記載する出版関係者との検討の場等を通じて検討」との「考え方」が示されており、基本計画が策定された後も、議論を要する論点が特に多い分野であると考えられる。

5. 基本計画を受けての施策

(1) 関係者協議会で示された「当面の施策」

基本計画策定後の令和2（2020）年10月2日に行われた第6回関係者協議会において、「当面の取組」として、関係省庁等が行っていく施策が説明されている（文部科学省，2020e）。

総論として、都道府県等への計画策定の働きかけ（通知・研修・全国会議等を通じた策定の依頼、策定状況の調査、HP等での策定事例の紹介等）、国民等への周知（HPやリーフレット、関係団体や地方公共団体への周知依頼）について述べられたほか、個別課題に係る今年度・来年度の取組として、以下のような内容が挙げられている。

表3 「当面の取組」として説明された内容

<p>1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）</p> <p>(1) 国立国会図書館での製作及び他機関製作分の収集（国立国会図書館）</p> <p>(2) 図書館等におけるテキストデータ製作支援の実験の取組（国立国会図書館）</p> <p>(3) 点字図書館における取組の充実（厚労省）</p> <p>(4) 大学図書館等における取組（文科省、国立国会図書館）</p> <p>(5) 各図書館間の連携強化（文科省・厚労省・国立国会図書館）</p>
<p>2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）</p> <p>(1) サピエ図書館への支援強化（厚労省）</p> <p>(2) 各インターネットサービスの周知（国立国会図書館）</p> <p>(3) 各インターネットサービスの連携強化（文科省・厚労省・国立国会図書館）</p>
<p>3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条第1項関係）</p> <p>(1) サピエ図書館への支援強化（厚労省）</p> <p>(2) 点字図書館・公立図書館等の連携強化（厚労省・文科省）</p> <p>(3) 書籍の製作状況の調査（厚労省・文科省）</p>
<p>4. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条第2項関係）</p> <p>アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（第12条関係）</p> <p>(1) 電子書籍市場の拡大等に関する調査（経済産業省）</p> <p>(2) 民間電子書籍サービスについて、図書館における適切な基準の整理（国立国会図書館）</p>
<p>5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（第13条関係）</p> <p>(1) マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスの実施（国立国会図書館、厚労省）</p> <p>(2) 中心的な役割を果たす機関に係る周知等（文化庁）</p>
<p>6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援（第14条・第15条関係）</p> <p>(1) 点字図書館における取組の充実（厚労省）</p> <p>(2) 障害者 ICT サポート総合推進事業の着実な実施（厚労省）</p> <p>(3) 日常生活用具等給付事業の推進（厚労省）</p>
<p>7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（第16条関係）</p>
<p>8. 製作人材・図書館サービス人材の育成（第17条関係）</p> <p>(1) 司書等を対象とした研修の実施（厚労省、文科省、国立国会図書館）</p> <p>(2) 点字図書館における取組の充実（厚労省）</p> <p>(3) 各図書館等との連携強化（厚労省・文科省）</p> <p>(4) 製作人材育成の調査（厚労省）</p> <p>(5) 司書・司書教諭等の養成課程及び講習における学習（文科省）</p>

「当面の取組について」（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会（第6回）配布資料）より著者作成

(2) その後の文部科学省の動き

①令和3年度予算案

「図書館における障害者利用の促進」として、司書・職員等の支援人材や障害当事者でピアサポートができる人材の育成を行う予算、地域において公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等の様々な館種の図書館が連携したネットワークを構築することにより、各館の物的・人的資源の共有やフォーラムの開催等を行う予算を計上している（文部科学省、2020f）。

②地方公共団体の計画策定に関する事務連絡

令和2（2020）年12月22日付で、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安

全課障害者学習支援推進室、同局地域学習推進課図書館・学校図書館振興室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室は、連名で事務連絡「視覚障害者等の読書環境の整備の推進における留意事項について」を、各都道府県・指定都市・中核市担当課あてに発出した。

この事務連絡は、読書バリアフリー法第8条に定める地方公共団体による計画策定において留意すべき点を記載し、策定する内容の例を挙げ、計画策定を促進する内容となっている（文部科学省・厚生労働省，2020b）。

6. 考察

(1) 議員立法の類型からの考察

茅野（2016）はこれまで行われてきた類型化の切り口を、①対象となる分野・政策内容に着目した分類、②「成立」の可否や可能性に着目した分類、③成立過程の態様に着目した分類、④主体に着目した分類、と整理し、個々の類型の主なものについてその内容と変化について述べている。

そこで述べられた分類にあてはめつつ、読書バリアフリー法について考察する。

①分野・政策内容：「議員の道徳観、倫理観などに基づく法律」あるいは「議員個人型」

「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「身体障害者補助犬法」などが分類されているカテゴリで、近年、議員立法が活性化する中で「道徳観、倫理観に基づく」ものとはいえないが、党派を超えた議員個人の問題関心をベースとして超党派の議員連盟などを基盤に立法化が推進されるケースとともに「議員個人型」としてまとめることもできるとされる類型である。

障害者の生涯学習関連の議員立法において「2. 読書バリアフリー法制定までの経緯 (4) 議員立法のプロセス」で述べたような過程で主要な役割を果たした議員は、このテーマに関心をもつ議員であると考えられ、障害当事者団体等が関連する新たな立法を求めようとする場合、要望を提示する有望な相手先となり得る。関連する立法が続くことにより、こうした議員の動きがより可視化され、関連分野での立法の連鎖が起きやすい状況が生じている可能性がある。

②政策実現型と政策表明型：政策実現型

議会における多数派の政策を背景とし、成立率が高く、与党議員による提案、与野党議員による共同提案、委員会提案があるとされる類型である。

読書バリアフリー法の場合、超党派の議員連盟で法案が検討され、委員会発議で提出されており、成立可能性が極めて高い類型と考えられ、実際、衆参両院において全会一致で可決されている。

③成立過程の態様：超党派型

超党派の議員グループが、官僚に委ねては解決が困難なテーマに主体的に取り組み、政治主導で立法を行う例の増加についての指摘（谷，2003）が、超党派型の説明で述べられている。

障害当事者団体の要望を受けて各政党のPTや委員会が読書バリアフリー法について取り上げ始めた平成29（2017）年頃の文部科学省は、平成28（2016）年12月の大臣講話で示された障害者支援の総合的な推進に関する方針に従い、障害者の生涯学習政策に取り組み始めたところであり、現在読書バリアフリー法関連の取りまとめを行っている障害者学習支援推進室は、平成29（2017）年4月1日に新設されたばかりであった（小松，2018）。読書バリアフリー法の内容は社会教育、初等中等教育、高等教育、文化等、文教施策の幅広い分野にわたっており、障害者の生涯学習の観点から総合的・横断的に取り組める部門がなければ、検討・立案は困難である。この

時期に、議員立法に向かうプロセスが動いていたからこそ、マラケシュ条約を契機とした、このタイミングでの法成立が可能となったと考えられる。

④主体に着目：政策実現型

国会自律型、政策実現型（議員・政党の主体的な政治立案、政治主導）、政府依頼型（政府部内で各省庁間の調整が困難、何らかの事情で政府からは提出しにくい場合に与党が中心となって議員立法を行うもの）があるとされるが、読書バリアフリー法は政策実現型であるといえる。

(2) 読書バリアフリー法成立の波及効果

読書バリアフリー法は、テキストデータの販売、アクセシブルな電子書籍等の分野に関しては大きな課題を残しているものの、パブリックコメントに対して示された政府の「考え方」の傾向にみられた通り、関心のある国民が求める多くの論点について法の枠組みによる施策推進が見込まれるものであり、障害者の読書環境の改善に大きく資すると考えられる。

そうした直接効果のほか、以下のような波及効果も期待される。

①社会教育施設による障害者の生涯学習機会提供に向けた意識づけ

文部科学省が平成31(2019)年1月～2月に都道府県・市区町村の公立公民館・生涯学習センター等の社会教育施設を対象に行った調査によると、障害者の生涯学習支援に関わった経験がある施設は14.5%、障害者への学習支援事業を行っている施設は10.3%にとどまっている。(文部科学省, 2019d)。

読書バリアフリー法の成立により、社会教育施設である公共図書館が障害者サービスについて果たすべき役割が明らかになり、各地域で点字図書館等との役割分担が具体的に議論されることによって、障害者の学習機会提供は福祉施設が行うものという意識があった自治体においても見直しが行われ、その他の社会教育施設での学習機会提供につながる契機となり得る。

②障害者の学習機会へのアクセスの向上

視覚障害者等が公共図書館の利用者となることにより、公共図書館で開催されている各種講座・イベントへの参加の機会が増えることなども期待できる。また、公共図書館の中には、利用登録者に定期的に送るアクセシブルなニュースレター等を通して、近隣で行われるイベントの情報を障害のある利用者に提供している館もある（文部科学省, 2020g：調布市立図書館や新宿区立戸山図書館の事例）。より多くの障害者が情報提供機関としての図書館とつながることで、学習機会へのアクセスを向上させる可能性が広がると考えられる。

[参考・引用文献] ※ウェブサイトは2021年1月14日に確認

DPI 日本会議・日本盲人会連合・弱視者問題研究会（2015）「『マラケシュ条約』批准と『読書バリアフリー法』制定を目指して」

宇野和博（2008）「『教科書バリアフリー法』成立と今後の展望」

[http://www.lv-club.jp/hosyo/kousatu/kadai\(080825\).html](http://www.lv-club.jp/hosyo/kousatu/kadai(080825).html)

宇野和博（2019）「読書バリアフリーを推進するために」『学校図書館』(828), 20-22.

茅野千江子（2016）「議員立法はどのように行われてきたか」『レファレンス』, 66(1), 21-62.

金智鉉（2006）「どのように視覚障害者は読書環境を獲得してきたのか：点字図書館、公立図書館、読書権運動の関係を中心として」『京都大学大学院教育学研究科紀要』52, 108-121.

公明新聞（2018）「障がい者が読書しやすく 条約批准へ法整備要望 党委員会に「盲人会」など」『公明新聞』

2018年1月31日

公明党 (2018) 「「読書バリアフリー法」巡り意見交換」

<https://www.komei.or.jp/komeinews/p18037/>

小松幸恵 (2018) 「障害者の生涯学習に関わる施策の動向」『国立教育政策研究所紀要』147, 225-243.

参議院 (2019) 「議案審議情報 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案」

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/198/meisai/m198100198032.htm>

参議院文教科学委員会 (2018) 「著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/196/f068_051701.pdf

島田肇 (2014) 「「障がい者のスポーツ」から「障がい者スポーツ」へ」『東海学園大学研究紀要』, 社会科学研究編 (19), 71-92.

自由民主党 (2017a) 「障害児者問題調査会 情報コミュニケーション推進に関する PT 議事次第」2017年5月24日

<https://www.jfd.or.jp/info/2017/20170524-yobo-jimin-giji.pdf>

自由民主党 (2017b) 「障害児者問題調査会 情報コミュニケーション推進に関する PT 議事次第」2017年6月13日

<https://www.jfd.or.jp/info/2017/20170613-yobo-jiminpt-giji.pdf>

衆議院 (2019) 「法律案等審査経過概要 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案」

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_iinkai.nsf/html/gianrireki/198_198_sanpo_32.htm

衆議院文部科学委員会 (2018) 「著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka2FF88AD49B164BB04925826E0029907C.htm

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (2017) 「自民党政務調査会「障害児者問題調査会 情報コミュニケーション推進に関する PT」の全難聴・日盲連・全日ろう連の3団体へのヒアリング開催 5/24」『全難聴便り』108, 3.

https://www.zennancho.or.jp/info/news/zennancho_news_No.108.pdf

竹下亘 (2020) 「点字図書館 (視覚障害者情報提供施設) とサピエ」『図書館雑誌』, 114(4), 194-196.

竹谷とし子 (2019) 「誰もが読書できる社会をめざして☆厚生労働部会・文部科学部会・障がい者福祉委員会」

参議院議員 竹谷とし子 オフィシャルブログ <https://ameblo.jp/t-takeya/entry-12443376938.html>

谷勝宏 (2003) 『議員立法の実証研究』信山社出版, pp.8-9, 164-169.

日本視覚障害者団体連合 (2018a) 「読書バリアフリー法制定に向けて議員連盟設立」

<http://nichimou.org/all/news/secretariat-news/180416-jouhou-1/>

日本視覚障害者団体連合 (2018b) 「議員連盟で読書バリアフリー法骨子案を検討」

<http://nichimou.org/activity/181211-jouhou-2/>

日本視覚障害者団体連合 (2019) 「議員連盟で読書バリアフリー法条文案を検討」

<http://nichimou.org/activity/190227-jouhou-1/>

日本弱者ネットワーク (2009) 「2009年11月1日 「読書バリアフリー法」の制定を求める要望書」

<https://jakumonken.com/teigen/kyouiku/dokusho/20091101.htm>

日本身体障害者団体連合 (2018) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行されました」

<https://www.nissinren.or.jp/news/2018-005.html>

野口武悟 (2020) 「読書バリアフリー法の制定背景と内容、そして課題」『カレントアウェアネス』, 344.

<https://current.ndl.go.jp/ca1974>

福岡たかまろ (2019a) 「障害児者問題調査会」福岡たかまろオフィシャルブログ

<https://ameblo.jp/fukuoka-takamaro/entry-12606038911.html>

福岡たかまろ (2019b) 「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟総会」福岡たかまろオフィシャルブログ

<https://ameblo.jp/fukuoka-takamaro/entry-12606034576.html>

福岡たかまろ (2019c) 「国政報告」福岡たかまろオフィシャルブログ

<https://ameblo.jp/fukuoka-takamaro/entry-12606034542.html>

毎日新聞 (2018) 「障害者の読書支援 超党派議連、バリアフリー法の骨子案まとめる」2018年12月3日配信

<https://mainichi.jp/articles/20181203/k00/00m/010/684000c>

宮崎一徳 (2018) 「議員立法を結実させる取組み」『公共政策志林 = Public policy and social governance』(6), 119-132.

文字・活字文化推進機構 (2010) 「読書バリアフリー法を求める集会」

<http://www.mojikatsuji.or.jp/events/2010/03/24/433/>

文部科学省 (2011) 「スポーツ基本法 主な検討経緯」

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1308899.htm

文部科学省 (2019a) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会 (第1回) 議事録」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/043/mext_00164.html

文部科学省 (2019b) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会 (第2回) 議事録」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/043/mext_00165.html

文部科学省 (2019c) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会 (第3回) 議事録」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/043/mext_00166.html

文部科学省 (2019d) 「学校卒業後の障害者が学習活動に参加する際の阻害要因・促進要因等に関する調査研究」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1419299.htm

文部科学省 (2020a) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会 (第4回) 議事録」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/043/mext_00001.html

文部科学省 (2020b) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会 (第5回) 議事録」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/043/mext_00003.html

文部科学省 (2020c) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 基本計画 素案」(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会 (第4回) 配布資料)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/043/mext_00182.html

文部科学省 (2020d) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 基本計画 素案 (修正版)」(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会 (第5回) 配布資料)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/mext_00220.html

文部科学省 (2020e) 「当面の取組について」(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会 (第6回) 配布資料)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/043/mext_00521.html

文部科学省 (2020f) 「令和3年度予算 (案) のポイント」

https://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/r01/1420672_00002.htm

文部科学省 (2020g) 「社会教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する調査」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00929.html

文部科学省・厚生労働省（2019）「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/shogaisha_bunkageijutsu/1415475.html

文部科学省・厚生労働省（2020a）「「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（案）」に関するパブリックコメント（意見公募手続き）の結果について」

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001101&Mode=2>

文部科学省・厚生労働省（2020b）「視覚障害者等の読書環境の整備の推進における留意事項について」（事務連絡）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01134.html

山下貴司（2017）「岡山行政法実務研究会 議員立法のつくり方：改正ストーカー規制法と空家対策特別法などを題材に」『臨床法務研究』, 19, 51-62.

山本博司（2018a）「「読書バリアフリー法」の団体ヒアリング・「第3回障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟総会」（東京都）」公明党 参議院議員 山本ひろし

<https://www.yamamoto-hiroshi.net/archives/2018/06/post-29695.html>

山本博司（2018b）「「読書バリアフリー法」の骨子案策定へ！第5回障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟総会（東京都）」公明党 参議院議員 山本ひろし

<https://www.yamamoto-hiroshi.net/archives/2018/12/post-33154.html>

山本博司（2018c）「「読書バリアフリー法」巡り意見交換（東京都）」公明党 参議院議員 山本ひろし

<https://www.yamamoto-hiroshi.net/archives/2018/12/post-33349.html>

山本博司（2019a）「「読書バリアフリー法の条文案の了解へ！」障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟第6回総会（東京都）」公明党 参議院議員 山本ひろし

<https://www.yamamoto-hiroshi.net/archives/2019/02/post-34767.html>

山本博司（2019b）「「読書バリアフリー法の条文案了解へ！」党合同部会（東京都）」公明党 参議院議員 山本ひろし

<https://www.yamamoto-hiroshi.net/archives/2019/03/%e3%80%8c%e8%aa%ad%e6%9b%b8%e3%83%90%e3%83%aa%e3%82%a2%e3%83%95%e3%83%aa%e3%83%bc%e6%b3%95%e3%81%ae%e6%9d%a1%e6%96%87%e6%a1%88%e4%ba%86%e8%a7%a3%e3%81%b8%ef%bc%81%e3%80%8d%e5%85%9a%e5%90%88%e5%90%8c.html>

（受理日：令和3年3月10日）